

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00206114

2024年1月12日

発信課	建築部市営住宅課
担当者	本地
連絡先	電 話 内線5722
	FAX 0166-26-7654
	E-mail jyutaku@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [ ] 募集 [ ] 契約・入札 [ ] 会議・説明会 [ ] その他 [○]
日 程	令和6年1月12日 ~
発表項目 (行事名)	令和6年能登半島地震被災者に対する市営住宅の提供について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>令和6年能登半島地震で被災された方を対象に、市営住宅を提供します。 敷金や家賃は無料です。 生活に必要な家具・家電も無償貸与します。 入居できる期間は、入居許可日から6ヶ月間。更新が認められれば最長で1年間になります。</p>
添付資料	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
報道（取材）に当 たってのお願い	
備 考	

# 令和6年能登半島地震に伴う市営住宅の一時使用について

## 1 趣旨

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震で被災された方に対し、市営住宅を一時的に提供することにより、被災者の自立した生活の開始を支援することを目的とします。

## 2 概要

### (1) 対象者

令和6年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」で被災された方

※通常の入居申込者に必要となる次の要件は問いません。

- ・収入要件（収入が一定未満であること。）
- ・住宅困窮要件（住宅を所有していないこと。）

### (2) 使用期間

6か月（ただし、やむを得ないと認められるときは、当初の一時使用の期間を含めて最長1年間を限度として、期間の延長ができます。延長には申請が必要です。）

### (3) 家賃

免除

※ただし、家賃とは別に光熱水費、共益費等が必要となります。

### (4) 敷金

免除

### (5) 連帯保証人

不要

### (6) 根拠

地方自治法第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可  
旭川市公有財産規則

## 3 相談窓口

旭川市建築部市営住宅課 電話0166-25-8510

受付時間 土日祝日を除く8:45～17:15

#### **4 申請手続**

- (1) 申請書
- (2) 誓約書
- (3) 被災の証明書（罹災証明書）
- (4) 一時使用の許可を受けようとする方全員の住所等の所在が確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等の写し）  
※（3）（4）について取得が困難な場合は、ご相談下さい。

#### **5 一時使用に充てる市営住宅**

市が指定した市営住宅の中から、選択していただきます。

#### **6 入居に当たっての留意事項**

生活に必要な家具・家電は無償で貸与します。

#### **7 公募資格の特例**

一時使用者の許可を受けた方が、市営住宅の入居資格を備えている場合については、市営住宅を一時使用したまま、一般公募の募集に申込みをすることができます。

#### **8 特定入居（公募によらない入居）**

一時使用の許可を受けた方が、市営住宅の入居資格を備えている場合については、一時使用中の市営住宅への特定入居を申込みことができます。

入居可能な住宅一覧

団地名	部屋番号	階	所在地	間取り等	エレベーター
緑町	328	2	緑町2 4 丁目	3 LDK	なし
春光6区(改良)	243	4	春光1条7丁目	2 LDK	なし
春光台	416	1	春光台4条5丁目	1 LDK	有
春光台	438	3	春光台4条5丁目	1 LDK	有
春光台	2544	4	春光台4条4丁目	3 LDK	なし
東鷹栖	1206	2	東鷹栖4条4丁目	2 LDK	有
神楽岡ニュータウン	2926	2	緑が丘1条2丁目	3 DK	なし
神楽岡ニュータウン	3024	2	緑が丘1条2丁目	3 DK	なし
神楽岡ニュータウン	3131	3	緑が丘1条2丁目	3 DK	なし
神楽岡ニュータウン	3232	3	緑が丘1条2丁目	3 DK	なし
新富	311	1	東3条7丁目	3 LDK	なし
新富	352	5	東3条7丁目	3 LDK	なし
緑が丘東	242	4	緑が丘東2条4丁目	3 LDK	なし
緑が丘東	442	4	緑が丘東2条4丁目	3 LDK	なし